

「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」（案）の概要

1 計画期間

2025年度から2029年度まで（5年間）

2 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

3 基本的な考え方

誰もが安心して子どもを生き育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに成長し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会の実現のため、ライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進する。

子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として、様々な視点の支援や対策を一体的に行うことにより子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指す。

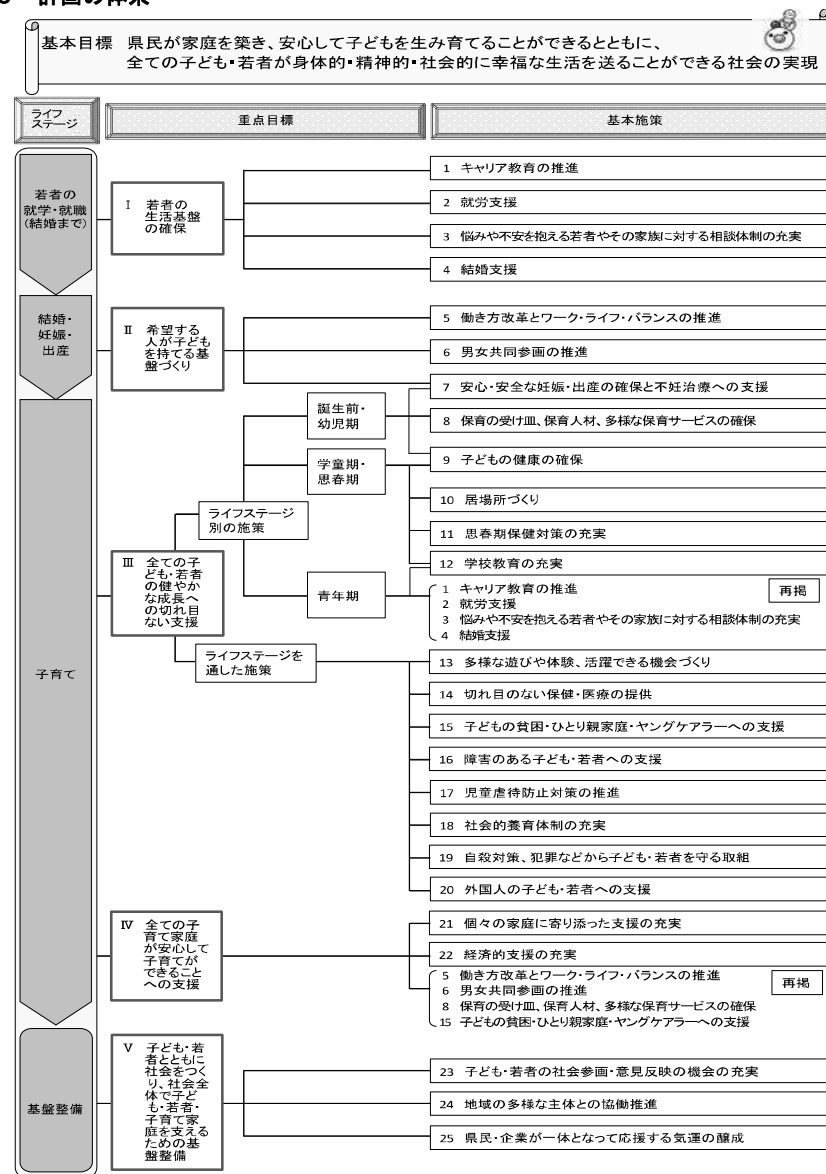
	各計画内容		備考
子ども・若者 (こどもまんなか) 少子化対策	都道府県子ども計画	子ども基本法第10条	本計画に 位置付け(※)
	基本計画	愛知県少子化対策推進条例第6条	
	地域行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条	
子どもが輝く 未来の推進	子ども・若者育成計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	一体的に策定
	子どもが輝く未来推進計画 (子どもの貧困対策推進計画)	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条	
幼児教育・保育	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条	一体的に策定
虐待防止	児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第10条	
ひとり親支援	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	
母子保健	母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」(2023.3)	
社会的養育	社会的養育推進計画	厚生労働省「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」	

※内容が「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029」の全般に関わり、子ども大綱の基となった3つの大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に関わる計画については、「位置付ける計画」として整理

4 計画の進捗管理

基本施策の25項目について49の数値等の目標を設定し、引き続き、愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）を活用し、PDCAサイクルにより計画の進捗管理を進める。

5 計画の体系



「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」（案）の主な取組

ライフステージ

若者の就学・
就職
(結婚まで)

結婚・
妊娠・出産

子育て

基盤整備

基本施策

ゴシック(太字)がこども
大綱を踏まえ新設
した基本施策

主な取組

1 若者の生活基盤の確保

① キャリア教育の推進	○ 体験活動を通じた勤労観・職業観の育成
② 就労支援	○ 若者の職業的自立に向けた支援・就職支援、多様な就労支援窓口の開設
③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	○ 悩みを抱える子ども・若者への支援、子ども・若者総合相談センターの充実
④ 結婚支援	○ 出会いの場の提供、出会いから結婚までの継続的かつ総合的支援

2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

⑤ 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	○ 働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成
⑥ 男女共同参画の推進	○ 男女共同参画に関する広報・啓発や企業等における女性活躍の推進、男性の家事・育児参加の促進
⑦ 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	○ 安心・安全な妊娠・出産となるよう妊婦が抱える不安や不妊・不育への支援、周産期医療の充実

3 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援

⑧ 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	○ 教育・保育の受け皿の確保、保育人材の確保・資質の向上、多様なニーズに対応した保育サービスの確保
⑨ 子どもの健康の確保	○ 母子保健サービス・小児医療体制の充実
⑩ 居場所づくり	○ 放課後児童対策の取組促進、子ども食堂への支援、子どもの居場所づくりに関する市町村への支援
⑪ 思春期保健対策の充実	○ 思春期の健康に関する教育・支援、薬物問題への対応
⑫ 学校教育の充実	○ 幼児教育と小学校教育の円滑な連携、生きる力を育む教育の推進、相談・支援体制の充実、高校中途退学者への支援、高等教育（大学）の充実
⑬ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	○ 遊びや体験活動の提供、子育て世帯に適した住宅確保の支援、子ども・若者が活躍できる機会づくり
⑭ 切れ目のない保健・医療の提供	○ 健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制の推進
⑮ 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援	○ 教育の機会均等、ひとり親家庭への支援体制の充実、ヤングケアラー及びその家族への支援体制の充実
⑯ 障害のある子ども・若者への支援	○ 幼児期・学齢期の個々に応じた支援、難聴児に対する支援体制の確保、医療的ケアを必要とする子ども・若者の支援体制の構築、文化芸術活動やスポーツ活動への支援
⑰ 児童虐待防止対策の推進	○ 児童相談センターの体制強化、一時保護を要する子どもへの支援、妊娠期からの虐待予防のための啓発・支援
⑱ 社会的養育体制の充実	○ 里親等委託の推進、施設等入所児童の自立支援
⑲ 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	○ 自殺対策の推進、青少年の非行・被害防止対策の推進、安心・安全なまちづくりの推進
⑳ 外国人の子ども・若者への支援	○ 日本語学習の支援の促進、多文化共生に向けた支援の充実

4 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援

⑲ 個々の家庭に寄り添った支援の充実	○ 地域における子育て支援機能の拡充、訪問支援の充実、家庭教育の支援
⑳ 経済的支援の充実	○ 幼稚園、保育所等に係る経済的支援の推進

5 子ども・若者ととともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備

⑲ 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実	○ 子どもの権利の理解促進や人権教育の推進、社会貢献活動・地域貢献活動の推進、子ども・若者の意見反映の取組の推進
⑳ 地域の多様な主体との協働推進	○ ボランティア等が活躍する場の提供、地域における多様な担い手の育成
㉑ 県民・企業が一体となって応援する気運の醸成	○ 地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化